

空き家の適正管理の普及・啓発 PR 動画作成業務及び情報発信業務委託仕様書

1、業務名

空き家の適正管理の普及・啓発 PR 動画作成業務及び情報発信業務

2、目的

埼玉県の空き家の現状、管理の重要性を広く周知し、空き家に対して問題意識を持ってもらうきっかけをつくる。また、埼玉県の取り組みを周知し、現在空き家を所有している方・将来空き家を所有する可能性がある方が、問題解決に向けた一歩を踏み出すきっかけをつくる。

3、方向性

○対象は以下とする。

- ・現在、空き家を所有している方
- ・将来、建物を相続する可能性がある中高年層

○埼玉県の空き家の現状として、埼玉県の空き家・利用目的のない空き家の推移と戸数、空き家は主に相続の際に発生していることを動画に入れること。

※埼玉県の空き家の現状 参考資料

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/124015/1_r7genzyou.pdf)

○空き家管理の重要性として、空き家が周辺に与える影響（景観悪化、火災、雑草、不法侵入等）について伝わる動画にすること。

○空き家所有者に対し、空き家の活用のためには早期の対応（売却、賃貸）が有効であることを周知すること。

○埼玉県の空き家の取り組みとして、「空き家コーディネーター」「相続おしかけ講座」「空き家の持ち主応援隊」について周知すること。

※埼玉県の空き家対策 参考資料

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/124015/3_r7taisaku1.pdf)

○市町村でも空き家の相談窓口を設けており、相談ができること。また、市町村によっては補助金制度があることを周知すること。

○アニメーション等の説明的な動画ではなく実写動画とし、視聴者が興味を持つ動画にすること。※参考動画：「【空き家対策 PV】空き家は、高知を救う。」

○埼玉県の豊かな自然をドローン等で撮影し、整備された街並みと空き家の対比を盛り込むこと。

4、委託業務内容

(1) 動画作成業務

ア、業務内容

動画 2 本以上

(内訳：ロングバージョン 5 分程度、ショートバージョン 30 秒以内)

※ショートバージョンは短時間でも視聴者の興味を惹きつけられるように工夫すること。

動画のサムネイル

※4 種類以上の提案をすること。

イ、提案内容

- ・動画のテーマ及び具体的な構成。
- ・空き家に問題意識を持つきっかけをつくる工夫。

ウ、留意事項

・作成した動画は、県公式 YouTube チャンネルに掲載及び役場待合スペース等で配信する。なお、役場待合スペース等での配信は本委託に含まれない。

・動画作成に必要な出演者、撮影場所、BGM、音声、テロップ、ドローン撮影等は受注者が手配すること。ただし、埼玉県内の空き家のロケーションについては、除却対象となっている空き家、改修をして活用されている空き家等を県が手配することも可能。

(県が手配できる空き家の例)

①埼玉県小川町増尾 2 - 4 (利活用物件)

空き家を移住希望者のお試し暮らし体験住宅に再生

②埼玉県川越市幸町 1 - 4 (利活用物件)

空き家を店舗に再生

③埼玉県川島町 (除却物件)

空き家の除却対象物件

・動画には、適切な管理が行われず地域住民に悪影響を及ぼしている空き家と改修等が行われ有効に活用されている空き家の両方の画像もしくは動画を使用すること。

(2) 情報発信業務

ア、業務内容

情報発信戦略 (広告方法等) を元に情報発信を行う。

イ、提案内容

動画再生目標回数 5 万回以上を達成することができる情報発信戦略

(広告方法、配信媒体 (複数可)・配信方法・情報発信スケジュール)

(3) その他

ア、業務内容

セミナー等で動画を放映した際に、参加者に配布できるよう動画の内容を見開きA3程度の冊子にまとめる。(データ納品のみ)

※冊子の大きさ等の詳細は県との協議により決定する。

5、動画の規格

- (1) 動画の解像度は1920×1080以上とする。
- (2) 縦横比は16：9とすること。
- (3) ファイル形式はMPEG2、WMP9、MP4のいずれかとする。
- (4) 各動画は、各広報媒体が定める利用規約を満たしていること。

6、成果物

- (1) 動画2本以上(ロングバージョン、ショートバージョン)
- (2) YouTube用サムネイル2種類以上
- (3) 冊子のデータ
- (4) 完了報告書(PDF提出)

7、納期限・実施期間

動画配信(広告等) : 令和8年2月27日(金)まで

完了報告書及び成果物の納品 : 令和8年3月13日(金)まで

8、納入場所

埼玉県 都市整備部 建築安全課 企画担当

9、委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 権利の帰属
 - ① 本業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言(以下「動画、写真、BGM等」)についてはその権利関係を含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。
 - ② 本業務に使用する動画、写真、BGM等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
 - ③ 本事業に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納品されたときから、原則として全て委託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の

著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。

- ④ 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作権人格権を行使してはならない。
- ⑤ 本業務で作成した冊子は県の責任において、印刷して使用することができる。この時、県から受託者への追加費用の支払いは発生しないものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

- ① 本業務により得られた個人情報や調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ② 本業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密を保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(3) その他

- ① 業務委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し県へ提出すること。
- ② 動画制作について、企画、撮影、動画編集等各段階で複数回県が確認及び修正を指示する機会を設けること。
- ③ 県は、本仕様書及び実施要領に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除ができるものとする。
- ④ 動画の使用制限を定めないこと。
- ⑤ 納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。